

令和6年度熊本地方最低賃金についての基本的見解

原山委員（熊本県商工会議所連合会）

本年4月18日、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会等は、国に対して最低賃金に関する要望を行った。この考え方等を踏まえつつ、当審議会における基本的見解として以下のとおり整理した。

日本経済がデフレから脱却し、真に力強さを取り戻すためには、物価と賃金の好循環により実質賃金の上昇につなげていくことが求められる。そのためには、全国の企業数の99.7%（県内は99.9%）を、従業員数の69.7%（県内は92.7%）を占め、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の賃上げが重要であり、人手不足等を理由とする防衛的賃上げではなく、業績の改善を伴う前向きな賃上げの動きを広げていかなければならない。

こうした中、昨年の熊本県の最低賃金は、中央最低賃金審議会が示す目安額39円を上回り、過去最高となる45円の引き上げとなった。法定三要素のうち生計費（物価）と賃金が上昇局面に入らる中で、ある程度の引上げは必要と考えるが、中小企業・小規模事業者の経営や地域経済に与える影響に十分注視が必要である。

最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして赤字企業も含め強制力を持って運用されるものであり、法定三要素に関するデータに基づく明確な根拠のもと、納得感のある審議決定が求められる。

政府は、最低賃金を2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指すとの目標を示しているが、政府の役割はあくまで環境整備であり、最低賃金制度の主旨を踏まえれば、これを賃上げ実現の政策的手段とすることは適切でない。

昨年の全国の地域別最低賃金では、中央最低賃金審議会が示した目安額を大きく上回る額の改定が相次いだ。隣県との額差等を過度に意識し、実態を十分に踏まえない引上げが行われれば、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の経営に深刻な影響を与えることも懸念される。

また、熊本県内の中でも、県内市町村によって、賃金等に係る格差がある。熊本市内やその近郊においては、労働市場で高額な賃金が決定されている現状であり、毎年引き上げられる最低賃金額にも対応できる場合が多いと考えるが、その水準にない地域にあっては、最低賃金上昇の影響は大きく、場合によっては事業存続の危機に直結し、地域の更なる疲弊につながる可能性もある。法的強制力を持つ最低賃金を議論するに当たっては、県内地域間格差に十分配慮する必要がある。

特に、中小企業・小規模事業者は、労働分配率が7～8割と高いことに加え、原材料やエネルギー、労務費などのコスト増加分の価格転嫁が十分には進んでおらず、賃上げ原資の確保が厳しい状況にある。こうした中小企業・小規模事業者の経営実態を十分に考慮した上での議論が必要と考える。

例年、地域別最低賃金は、10月1日を軸にした時期の発効となっているが、違反すれば罰則を伴う制度であり、最低賃金引上げの影響を受ける労働者が増える中、各事業者は2カ月程度で対応せざるを得ず、多くの中小企業・小規模事業者から負担の声が上がっている。年度途中での賃上げに伴う価格転嫁も容易ではないことに加え、労働者が、103万円・130万円等の壁により年末に就労調整することにより、人手不足となり事業が円滑に実施できないといった声が届けられている。賃上げ原資及び人材の確保の面からも十分な準備期間を確保し、年初めまたは年度始めの発効とすべきと考える。

以上